

## 9 所有権の移転等

- (1) 所有権は売買代金の納付があった時に移転するものとし、同時に土地を引渡したものとします。
- (2) 土地は現状有姿のまま引渡します。
- (3) 所有権の移転登記は、北九州市が行い、購入者に登記識別情報通知をお渡しします。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。  
※所有権移転登記の手続費用は必要ありません。

## 10 先着順売払

- (1) 一般競争入札実施後、①競争入札に付し入札者がいないとき、②落札者が契約を締結しないときについては、先着順により申請を受け付け、契約の相手方を決定する売払を実施します。売払い手続きについては、一般競争入札と同様です。
- (2) 売払価格
  - ア 競争入札に付し入札者がいないときについては、当該物件の最低売却価格
  - イ 落札者が契約を締結しないときについては、当該物件の落札価格
- (3) 買受資格
  - 2 入札参加資格 と同じ
- (4) 買受申請
  - ア 先着順売払によって、物件を買い受けようとする方は、市有財産買受申請書（36ページ）及び添付書類（申請日の3ヶ月以内に発行されたもの）を提出して、買受資格の確認を受けてください。  
※複数の物件を買い受けようとする方は、物件毎に申請書が必要ですが、添付書類(委任状を除く)は兼ねることができます。
  - イ 添付書類は、次のとおりとします。
    - (ア) 個人の場合は住民票の写し
    - (イ) 法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び役員一覧（34ページ）
- (5) 受付場所  
北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市庁舎6階 財政局財務部財産活用推進課

## 11 その他

契約の手続き等については、日時、場所等を指定させていただく場合があります。  
この実施要領に定めのない事項については、北九州市契約規則によります。

## 12 問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市庁舎6階  
財政局財務部財産活用推進課 TEL (093) 582-2007

# 先着順売払について

<p>1 先着順売払</p>	<p>先着順売払とは、申請の先着順により売却の相手方を決定する方法です。表示している売却価格にて売却いたします。</p>
<p>2 申 請</p>	<p>1 ご希望の土地が先着順売払対象物件となっていることを電話等でご確認ください。 *すでに売却済みの場合等はご了承ください。</p> <p>2 北九州市財政局財務部財産活用推進課（北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所庁舎6階）に直接お越しください。 *受付は、日曜日、土曜日及び祝日等、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までです。 *印鑑（みとめ印でも可）を持参してください。法人の場合は代表者印を持参してください。 *本人確認のため、提出に来られる方の顔写真付きの身分証（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。 *電話予約や郵便など、他の申請方法での受付は行いません。 （委任状（P37）により委任を受けた代理人による申請は可能です。）</p> <p>3 財産活用推進課担当者から説明を受けた後、所定の市有財産買受申請書（先着順売払）（P36）を提出していただきます。 *先着順売払物件買受資格をご確認ください。 *添付書類として、個人の場合は住民票の写し、法人の場合は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び役員一覧（P34）が必要となります。 *買受資格の確認のために必要な官公署へ照会後、確認通知を発送します。 *受付開始時に複数の申請者がある場合は、くじによる抽選となります。</p>
<p>3 契約締結</p>	<p>申請者は買受資格確認通知日から20日以内に売却価格の1割以上の代金を契約保証金として納付し、売買契約を締結していただきます。 *契約がなされない場合、その申請は失効します。 *申請者が売買代金を納入しないときは、契約保証金は返還いたしません。 *売買契約書に貼付する収入印紙は、購入者の負担となります。</p>
<p>4 売買代金の納付</p>	<p>契約日から2ヶ月以内に全額一括納付していただきます。 *契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。</p>
<p>5 所有権の移転等</p>	<p>1 売買代金を完納したときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡したものとします。 *土地は現状有姿のまま引き渡します。</p> <p>2 所有権の移転登記は北九州市が行い、登記完了後には登記識別情報通知をお渡しします。 *所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。 *所有権移転登記の手続費用は必要ありません。</p>

# 先着順売払物件買受資格について

## 先着順売払物件買受資格

(1) 個人及び法人とします。

(2) 次の事項に該当する者は、買受者となることができません。

① 市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

- ・入札を取消されたことがある者
- ・落札者として資格を取消されたことがある者
- ・先着順売払いの申込みを取消されたことがある者
- ・正当な理由がなく契約を締結せず、または履行しなかった者

② 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団のほか次に掲げる者

ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

注 「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

注 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

(イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウの者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

④ その他北九州市契約規則第2条に該当し参加することができない者